

様式第三十（第18条第3項関係）

認定特別事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした日

令和8年8月5日

2. 認定特別事業再編事業者名

株式会社ノムラクリーニング

3. 特別事業再編の目標

（1）特別事業再編に係る事業の目標

（価値観）

当社は創業以来「お客様の大切な衣類を清潔に、安心してお預けいただけるサービスを提供すること」を使命として、直営店及びフランチャイズショップシステムによるホームクリーニングサービスとコインランドリー店舗運営を行っている。

大阪府を中心に奈良、兵庫で11事業所を構え、各事業所拠点に直営店及びフランチャイズ店のネットワークを広げた事業展開をしている。

当社が目指しているのは「単なるクリーニング店」ではなく、高い品質を追求しながら、環境に優しい取り組みや、便利でスマートなサービスを提供することで、お客様の日常生活をより豊かにすることである。時代の変化とともに、お客様のライフスタイルやニーズも多様化しており、当社においてもその変化に応じて常に進化を続ける必要がある。

（ビジネスモデル）

一般家庭を対象に、大阪府を中心に奈良、兵庫で11事業所を構え、各事業所拠点に直営店及びフランチャイズ店のネットワークを広げた事業展開が当社の強みである。

クリーニング業界全体として家庭用洗濯機の高性能化やファッションのカジュアル化、コロナ禍以来テレワークの普及により家庭向けクリーニング需要は減少傾向にある。

そこで、京都を中心としてクリーニング店舗を展開するA社を完全子会社化し、当社ではまだ事業展開の少ない京都府への事業展開も可能になり、関西最大のクリーニングチェーンとしてのブランド化とさらなる知名度の上昇が見込まれる。

（戦略）

京都を中心とした事業展開を行うA社をグループに迎えることにより工場・店舗の統廃合を行うことで工場稼働率の効率化や物流の効率化が期待される。これにより利益率を増加させる。

（持続可能性・成長性）

A社を完全子会社化することにより、京都府内の工場拠点を有することにより当社所有の工場拠点と合わせて関西全域で衣類を集めることができるため工場稼働率が平準化し繁忙期・閑散期の平準化にも繋がることから工場稼働率が安定し利益構造が強固なものになる。これは従業員への労働負担も軽減されるため退職へのリスク軽減にもつながる。また、物流効率も改善され、固定費が軽減される。店舗には当社の高効率モデル店舗である無人ロッカーで24時間受取を採用することも可能であり、省人化も人手不足リスクも解消される。

さらには京都で強いA社ブランドを取り込むことで当社のブランド力がより強化され顧客基盤が安定することにより持続可能性は高いものとなる。

関西最大のクリーニングチェーンとして今後の全国展開を視野に入れることが可能であることや単価の高い特殊品クリーニングにも強みを持つ当社はその販売機会も増加することが期待されるため成長性も高いものとなる。

(ガバナンス)

上記に掲げた特別事業再編計画の実施に当たり、異なる組織の文化や工場・店舗運営の統合が課題となる。このため当社から信頼できる常駐者を選任するなどし、特別事業再編計画の進捗状況を適時適切にモニタリングできる体制の構築に努める。

以上より、当社の経営資源の最適配置によって生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上を図り、企業価値の更なる向上を目指す。

(2) 生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

計画の対象となる事業の生産性の向上としては、2030年度には2025年度に比べて、従業員1人あたり付加価値額を9.0%以上向上させることを目標とする。

需要の開拓としては、2030年度には2025年度に比べて、当社の売上高を1.2倍とすることを目標とする。

財務内容の健全性の向上としては、2030年度において当社の有利子負債はキャッシュフローの△1.5倍、経常収支比率は113.7%となる予定である。

4. 特別事業再編の内容

(1) 特別事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業

クリーニング業

<選定の理由>

クリーニング業界は縮小市場である。その縮小市場で勝ち残るためには規模の経済が必要となる。規模の経済とは「事業規模が大きくなるほど、1単位あたりのコストが下がり、利益率が上がる」ことを指し、このためには当社が事業展開の少ない京都での事業展開が強いA社を完全子会社化し関西最大の規模を有することは合理的であると考え今回の取り組みに至った。

② 実施する事業の構造の変更と分野又は方式の変更の内容

A社の京都エリアの取り込みにより物流構造が変わり、当社の従来の物流構造と統合することにより生産性の向上を図る。なお、当該特別事業再編計画による生産性の向上は当該事業分野における市場構造に照らしても持続的なものと見込まれる。

クリーニング業界は過剰供給構造にあると考えられるが、この事業再編により店舗・工場の統廃合や物流の効率化により過剰供給を解消できるものと見込まれる。

また、当社では適切な価格転嫁の取組を実施することから、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではない。

(事業の構造の変更)

・他の会社の株式の取得(100%子会社化によるクリーニング事業の承継)

<譲受会社>

名称：株式会社ノムラクリーニング

住所：大阪府八尾市高美町6丁目3番4号

代表者の氏名：代表取締役 河野 朋弘

資本金：50,000,000円

<譲渡会社>

名称：A社

(事業の分野又は方式の変更)

特別事業再編により、工場の生産体制を再編し、大量処理ラインと高付加価値ラインを分けるなどの新しい生産方式を導入することにより作業効率が向上する。また工場統合によって設備稼働が集中し、ボイラーやプレス機などの設備稼働率が高まり、全体の能率が向上する。これにより商品

の1単位あたりの製造原価を5%削減する。

(2) 特別事業再編を行う場所の住所

大阪府八尾市高美町6丁目3番4号

株式会社ノムラクリーニング

(3) 措置の相手方である他の事業者・関係事業者・外国関係会社に関する事項

措置の相手方である他の事業者

A社

A社と株式会社ノムラクリーニングの間に、計画開始前において資本関係はない。

(4) 特別事業再編計画を実施するための措置の内容

別表1のとおり

5. 特別事業再編の実施時期

(1) 特別事業再編計画の実施時期

開始時期：2026年8月

終了時期：2031年7月

6. 特別事業再編に伴う労務に関する事項

(1) 特別事業再編の開始時期の従業員数（2026年3月末時点）

株式会社ノムラクリーニング 1,125名

A社 244名

(2) 特別事業再編の終了時期の従業員数

株式会社ノムラクリーニング 1,129名

A社 249名

(3) 特別事業再編に充てる予定の従業員数

株式会社ノムラクリーニング 3名

A社 0名

(4) (3) 中、新規採用される従業員数

株式会社ノムラクリーニング 0名

A社 0名

(5) 特別事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

出向予定人員数 なし

転籍予定人員数 なし

解雇予定人員数 なし

(6) 雇用者給与等支給額の改善を示す数値目標

雇用者給与等支給額の改善としては、2031年度には2026年度に比べて、雇用者給与等支給額を年率2.5%以上向上させることを目標とする。

(7) 雇用者給与等支給額を改善する旨を特別事業再編計画の期間内において従業員に表明する旨

添付書面のとおり

7. その他

該当事項なし

別表 1

特別事業再編のために行う措置の内容

措置事項		実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する措置	
法第 2 条第17項第 2 号の要件				
	ロ 商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上による商品の生産の効率化	特別事業再編により、工場の生産体制を再編し、大量処理ラインと高付加価値ラインを分けるなどの新しい生産方式を導入することにより作業効率が向上する。また工場統合によって設備稼働が集中し、ボイラーやプレス機などの設備稼働率が高まり、全体の能率が向上する。これにより商品の 1 単位当たりの製造原価を 5 %削減する。		
法第 2 条第18項の要件		実施する措置の内容及びその実施する時期	措置の相手方となる他の事業者の関係	期待する措置
	六 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又は総出資者の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）	株式取得会社 名称：A 社 取得後株式比率：100 %	株式保有比率：0 % 派遣役員の割合：0 %	租税特別措置法第56条（中小企業事業再編投資損失準備金）